

函 福 管

令和 8 年 (2026 年) 4 月 1 5 日

民生常任委員会委員 様

保 健 福 祉 部 長

参考資料の配付について

このことについて、下記の資料を別添のとおり配付いたします。

記

○ 配付資料

- 1 指定障害児通所支援事業者の指定の取り消しについて
- 2 通知書等の誤配による個人情報の漏えいについて

(保健福祉部指導監査課)

(福祉事務所亀田福祉課)

指定障害児通所支援事業者の指定の取り消しについて

株式会社 ティグルが設置している「のこのこプラス美原」について、本市が令和6年11月26日から令和7年6月13日まで実施した監査の結果、児童福祉法第21条の5の24第1項第4号から第7号までに該当する事実が認められたため、令和8年4月13日付けで次のとおり指定を取り消す処分を行った。

1 処分の対象となる事業者名

- (1) 事業者名 株式会社 ティグル
- (2) 代表者名 代表取締役 門間 万衣
- (3) 事業所名 のこのこプラス美原
- (4) 事業所所在地 函館市美原2丁目3番4号
- (5) サービス種別 多機能型（児童発達支援・放課後等デイサービス）
- (6) 指定年月日 平成29年12月4日

2 処分の効力の発生日

令和8年4月15日

3 処分の理由

- (1) 児発管の欠如および個別支援計画の未作成
 - ・ 令和6年4月から令和7年1月までの間、児童発達支援管理責任者を配置していなかった。
 - ・ 児童発達支援管理責任者の配置がない間、利用児の個別支援計画の更新時に、当該法人が運営する他事業所の職員が個別支援計画を作成しており、個別支援計画を適切に作成せずにサービスを提供していた。
- (2) 児童発達支援管理責任者欠如減算および個別支援計画未作成減算未適用の報酬請求
 - ・ 標記減算を未適用のまま障害児通所給付費に係る各種報酬を不正に請求した。
- (3) 必要な常勤職員の欠如
 - ・ 令和6年4月から同年12月までの間、必要な常勤の児童指導員または保育士を配置しなかった。
- (4) 児童指導員等加配加算等の報酬請求
 - ・ 令和2年4月から令和6年12月までの間、必要な職員の配置がされないまま標記加算等を含む報酬を不正に請求した。
- (5) 虚偽の報告
 - ・ 令和6年4月以降の職員のシフト表および出勤簿について、人員基準を満たしているように見せかけたものを監査時に提出した。

4 処分に至る経過

| | |
|----------------------|-----------------------|
| 令和6年10月29日 | 児童発達支援管理責任者が不在である旨の通報 |
| 11月26日 ～令和7年6月13日 | 監査の実施 |
| 令和8年 3月18日 | 行政手続法第13条の規定に基づき聴聞を実施 |
| 4月13日 | 処分通知 |
| 4月15日 | 指定の取り消し |

5 不正請求額の返還等について

不正に請求して受領した障害児通所給付費を返還させるほか、児童福祉法第57条の2第2項の規定に基づき、当該返還額に100分の40を乗じて得た額を徴収する。

通知書等の誤配による個人情報の漏えいについて

1 概要

令和8年3月31日(火)付けで郵送した保護変更決定通知書(以下「通知書」という。)および生活保護受給票(以下「受給票」という。)について、別人あての通知書および受給票が届いたとして、4月2日(木)に配達先の市民から福祉事務所に電話連絡があり、日本郵便株式会社(以下「郵便事業者」という。)による誤配があったことが判明した。

当該郵便物は開封されており、記載内容が閲覧可能な状態であることを確認した。

(1) 誤配のあった通知書および受給票の件数 1件(通知対象者1名)

(2) 通知書および受給票に記載の個人情報

通知書：ケース番号，住所，生活保護受給者氏名，保護費支給額，
医療扶助本人支払額

受給票：ケース番号，住所，生活保護受給者氏名，性別，生年月日，
保護開始年月日

2 原因

郵便事業者の確認不足により、同じ共同住宅内の別の居住者あての通知書および受給票を誤配したことを確認した。

3 本市の対応

4月7日(火)、郵便事業者と市担当職員が通知対象者を訪問し、郵便事業者から誤配についての経過の説明と謝罪を行い、市からは通知書および受給票を手渡した。

また、郵便事業者に対しては、これまでも類似の事案が度々発生していることを踏まえ、個人情報を含む市の郵便物の取扱いについて、改めて細心の注意を払うよう求めた。